

掲示第6号

通関業者に対する監督処分について

標記のことについて、通関業法第34条の規定に基づき、
下記のとおり公告する。

記

| | |
|-------|--|
| 通関業者名 | 株式会社JBC |
| 法人番号 | 6120101058069 |
| 所在地 | 大阪府泉佐野市りんくう往来南3番地7 |
| 代表者 | 代表取締役 中村 泰志 |
| 営業所名 | 本社営業所 |
| 所在地 | 大阪府泉佐野市りんくう往来南3番地7 |
| 処分内容 | 令和3年3月26日から令和3年4月24日までの間、 同社における通関業務の全部の停止を命じる。 |

令和3年3月12日

大阪税関長 小林一久